資料１－３

消費の技術基準の見直し後の規制のイメージ【規則第５０条～第５６条の４】

審議済み　資料 1-1 にて審議するもの　性能規定化（今回提案）　明確化、整理統合、その他

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			■消費の技術上の基準		
50			【現行規制】 第五十条　法第二十六条の規定による火薬類(コンクリート破砕器、建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類、発信器及び煙火を除く。)の消費で土木工事、土石採取その他の事業に係るものの技術上の基準は、次条から第五十六条まで、コンクリート破砕器の消費の技術上の基準は、第五十六条の二、建設用びよう打ち銃用空包の消費の技術上の基準は、第五十六条の三、模型ロケットに用いられる火薬類の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の二、発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三、煙火の消費の技術上の基準は、第五十六条の四に定めるところによる。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■火薬類の取扱い		
51	1		【現行規制】 第五十一条　消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	1	【現行規制】 一　火薬類を収納する容器は、木その他電気不良導体で作つた丈夫な構造のものとし、内面には鉄類を表さないこと。 【規制の趣旨】 内面に衝突することで火薬類が爆発／発火しないための措置	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	2	【現行規制】 二　火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品(導爆線及び制御発破用コードを除く。)とは、それぞれ異った容器に収納すること。ただし、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。 【規制の趣旨】 爆薬等に、導爆線が接続された状態で存置／運搬されないようにするための規定	【改正案】 二　火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品(導爆線及び制御発破用コードを除く。)とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所（第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。以下、本条において同じ。）において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。	【例示基準案】 なし
51	1	3	【現行規制】 三　火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等を使用すること。 【規制の趣旨】 火薬類を運搬する時に、衝撃により爆発／発火しないようにするための規定	【改正案】 三　火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、運搬専用の安全な容器を使用すること。	【例示基準案】 なし
51	1	3の2	【現行規制】 三の二　移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。 【規制の趣旨】 移動式製造設備を用いて火薬類を運搬する際には、摩擦・衝動により爆発／発火しないようにさせるための規定	【改正案】 削除（第 5 条の 2 第 1 項第 23 号と重複するため） ＜参考＞第 5 条の 2 第 1 項第 23 号 二十三　移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。	【例示基準案】 なし
51	1	4	【現行規制】 四　電気雷管を運搬する場合には、脚線が裸出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。 【規制の趣旨】 電気雷管の通電し、爆発／発火しないための規定	【改正案】 四　電気雷管を運搬する場合は、脚線が露出しないような容器に収納すること。 四の二　電気雷管を運搬する場合は、乾電池その他電路の露出している電気器具又は電気雷管が爆発するおそれがある電波を発する電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにできるだけ接近しないこと。ただし、半導体集積回路を組み込み、電波及び漏えい電流等により、意図に反して爆発しない措置を講じた電気雷管（以下	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
				「電子雷管」という。）を運搬する場合は、この限りでない。	
51	1	5	【現行規制】 五　火薬類は、使用前に、凍結、吸湿、固化その他異常の有無を検査すること。 【規制の趣旨】 火薬類に異常により、想定外の挙動をすることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	6	【現行規制】 六　凍結したダイナマイト等は、摂氏五十度以下の温湯を外槽に使用した融解器により、又は摂氏三十度以下に保つた室内に置くことにより融解すること。ただし、裸火、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。 【規制の趣旨】 凍結したダイナマイトを安全に使用するための規定	【改正案】 六 凍結したダイナマイト等は、融解時における爆発を防止できる適切な方法で融解すること。ただし、裸火、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。	【例示基準案】 ●施行規則第５１条第６号に規定する凍結したダイナマイト等の融解時における爆発を防止できる適切な融解方法とは、次のいずれかの方法によること。 １．摂氏５０度以下の温湯を外槽に使用した融解器により融解する。 ２．摂氏３０度以下に保った室内に置くことにより融解する。
51	1	7	【現行規制】 七　固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。 【規制の趣旨】 固化したダイナマイトを安全に使用するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	8	【現行規制】 八　使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所(同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所、第五十二条第一項第二号の場合にあつては火薬庫)に返送すること。 【規制の趣旨】 使用に適しない火薬類の取扱いを定めた規定	【改正案】 八 使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬類取扱所（次条第一項本文の規定により設けられたものをいう。以下、本条において同じ。）に返送すること。ただし、次条第一項第一号又は第二号の場合にあっては火工所、次条第一項第三号の場合にあっては火薬庫に返送すること。	【例示基準案】 なし
51	1	9	【現行規制】 九　導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上適当な長さに切断し、工業雷管に電気導火線又は導火線を取り付ける場合には、口締器を使用すること。 【規制の趣旨】 導火線の安全な取扱いを定めた規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	10	【現行規制】 十　電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇一アンペア(半導体集積回路を組み込んだ電気雷管にあっては〇・三アンペア)を超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 電気雷管が通電により爆発／発火しないための規定	【改正案】 十　電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で試験を行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５１条第１０号に規定する電気雷管が爆発するおそれがない方法とは、次の基準によるものとする。 １．試験器を使用する場合は、あらかじめ電流を確認すること。 ２．次のいずれかにより試験を行うこと。 イ　０．０１アンペア以下の電流による導通又は抵抗試験を行うこと ロ　半導体集積回路を組み込み、電波及び漏えい電流等により意図に反して爆発しない措置を講じた電気雷管（電子雷管）にあっては０．３アンペア以下の電流による導通又は抵抗試験を行うこと
51	1	11	【現行規制】 十一　落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 落雷により火薬類が爆発／発火し、危害が及ばないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	12	【現行規制】 十二　一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。)は、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所(同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所)を経由させること。ただし、次条第一項第二号の場合は、この限りでない。 【規制の趣旨】 一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量を制限することで、爆発が生じたときの危害を軽減するための規定	【改正案】 十二　一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であって、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号の場合にあっては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合は、この限りでない。	【例示基準案】 なし
51	1	13	【現行規制】 十三　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所、第五十二条の二第一項の規定により設けら	【改正案】 十三　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			れた火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。 【規制の趣旨】 火薬類をみだりに存置させないための規定		
51	1	14	【現行規制】 十四　一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。 【規制の趣旨】 火薬類をみだりに存置させないための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	15	【現行規制】 十五　消費場所においては、第四十八条第一項の許可に係る火薬類消費計画書に火薬類を取り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類を扱う者を限定し、みだりに無関係な者が取扱わないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	16	【現行規制】 十六　消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。 【規制の趣旨】 火薬類を扱う者を限定し、みだりに無関係な者が取扱わないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	17	【現行規制】 十七　火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 【規制の趣旨】 火気の取扱い等により爆発／発火が生じないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
51	1	18	【現行規制】 十八　火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。 【規制の趣旨】 火薬類の盗難防止のための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■火薬類取扱所		
52	1		第五十二条　消費場所においては、火薬類の管理及び発破の準備(薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。)をするために、火薬類取扱所を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	改正なし	【例示基準案】 なし
52	1	1	【現行規制】 一　一日の火薬類消費見込量が火薬又は爆薬(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。)にあつては二十五キログラム以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては二百五十個以下、導爆線にあつては五百メートル以下、制御発破用コードにあつては百メートル以下である場合 【規制の趣旨】 取り扱う火薬類が少量である場合、建物を設けなくても危険性が小さいため	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			（新設）	二　土地の事情等のため、やむを得ず火薬類取扱所を設けることができない消費場所であって、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、次条第一項の規定による火工所として建物を設けた場合	
52	1	2	【現行規制】 二　一日の火薬類消費回数が一である場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合 【規制の趣旨】 火薬庫から直接持ち込む場合は、消費場所に直接持ち込む方が危険性が低い	【改正案】 三　消費の都度火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込み、かつ、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合	【例示基準案】 ―
52	2		【現行規制】 ２　前項の火薬類取扱所は、一の消費場所について一箇所とする。 【規制の趣旨】	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			火薬類の発破の準備行為を限定させることにより、火薬類の不正流出（紛失）を防止する／爆発が生じた際の危害を軽減するための規定		
52	3		【現行規制】 ３　第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	3	1	【現行規制】 一　火薬類取扱所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。 【規制の趣旨】 ・取り扱う火薬類が湿気により変質することがないようにするための規定 ・火薬類取扱所が爆発した際に、人や建物等への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	3	2	【現行規制】 二　火薬類取扱所には建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。 【規制の趣旨】 盗難／火災を防ぐための規定	【改正案】 二　火薬類取扱所には建物を設け、その構造は、平家建であって、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第３項第２号に規定する火薬類取扱所の盗難及び火災を防ぎ得る構造とは、次の構造のいずれかとする。 １．厚さ１０ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造 ２．厚さ１２ｃｍ以上のコンクリートブロック造 ３．軽量形鋼造 イ．側面の壁の外面には、厚さ 2mm 以上の鉄板を張り、鉄板を継ぐ場合には、溶接又は内面ボルト締めとすること。 ロ．床の下面には、床下からの盗難を防止するため、厚さ 2mm 以上の鉄板を張ること。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合については、この限りでない。 ハ．扉は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。 二．天井裏又は屋根裏には線径が 4mm 以上、網目が 5cm 以下の金網を張り、かつ、金網は、側面の壁に確実に緊結させること。
52	3	3	【現行規制】 三　火薬類取扱所の建物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、建物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。 【規制の趣旨】 火薬類が爆発した際に、建物の破片による危害を防止するための規定	【改正案】 三　火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用することとし、床面には鉄類を表さないよう努めること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第３項第３号に規定する屋根の外面に使用する爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質は、次のいずれかとする。 １．金属板 ２．スレート板 ３．瓦 ●施行規則第５２条第３項第３号に規定する建物の内面に使用する火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料とは、木板とする。
52	3	4	【現行規制】 四　火薬類取扱所の建物の入口の扉（とびら）は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、その外面に厚さニミリメートル以上の鉄板を張つたものとし、かつ、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類の盗難防止のための規定	【改正案】 四　火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難を防止するための措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第３項第４号に規定する火薬類取扱所の入口の扉に講ずる盗難防止の措置とは、次の基準によるものとする。 １．扉の外面に厚さ２ｍｍ以上の鉄板を張ること。 ２．扉には錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用すること。
52	3	5	【現行規制】 五　暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものを使用しないこと。 【規制の趣旨】 暖房により火薬類が爆発／発火しないための規定	【改正案】 五　火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第３項第５号に規定する暖房設備における火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．火薬類取扱所と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧 0.1MPa 以下とする。）による放熱体を火薬類取扱所内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ２．火薬類取扱所と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を火薬類取扱所内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏５０度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ３．火薬類が飛散するおそれのない火薬類取扱所にあっては、エアコンディショナを設置することができる。この場合、エアコンディショナの室内機の吹き出し口の温度は摂氏４０度以下とし、火薬類取扱所の内面にはエアコンディショナの室内機の電気配線を表わさないこと。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
52	3	6	【現行規制】 六　火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合には、火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表さないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキヤブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を火薬類取扱所の建物外に設けるときは、この限りでない。 【規制の趣旨】 照明装置により、火薬類が爆発／発火しないための規定	【改正案】 六　火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第３項第６号に規定する照明設備に講ずる火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 １．火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表さないこと。 ２．火薬類取扱所の建物内に照明設備を設ける場合は、次の基準によること。 イ　安全な装置を施した定着電灯を使用すること。 ロ　配線は金属管工事又はキヤブタイヤケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事によること。 ハ　自動遮断器又は開閉器は火薬類取扱所の建物外に設けること。
52	3	7	【現行規制】 七　火薬類取扱所の周囲には、適当な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。 【規制の趣旨】 火薬類取扱所において、爆発が起きた場合、危害を防止するための規定	【改正案】 七　火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	【例示基準案】 なし
52	3	8	【現行規制】 八　火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。 【規制の趣旨】 火薬類の取扱いが分からず、爆発させてしまうことがないようにするための規定	【改正案】 八　火薬類取扱所内には、見やすい所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。	【例示基準案】 なし
52	3	9	【現行規制】 九　火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。 【規制の趣旨】 火薬類が爆発した際に、危害を防止するための規定	【改正案】 九　火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。	【例示基準案】 なし
52	3	10	【現行規制】 十　火薬類取扱所には、定員を定め、定員内の作業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。 【規制の趣旨】 火薬類取扱所の定員を定めることで、火薬類が爆発した際に、危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	3	11	【現行規制】 十一　火薬類取扱所において存置することのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とする。 【規制の趣旨】 火薬類取扱所において存置する火薬類の数量を制限することで、危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	3	12	【現行規制】 十二　火薬類取扱所には、帳簿を備え、責任者を定めて、火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。 【規制の趣旨】 火薬類を取り扱った数量を記録させるための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	3	13	【現行規制】 十三　火薬類取扱所の内部は、整理整とんし、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。 【規制の趣旨】 ・火薬庫内に不要なものをおいたり、散らかしていることによって生じる危害を防止するための規定	【改正案】 十三　火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。	【例示基準案】 なし
52	4		【現行規制】 ４　第五十四条の三に規定する構造物解体用発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。 【規制の趣旨】 構造物解体用発破現場においては、解体する建物内に火薬類取扱所を設けることができるための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
52	4	1	【現行規制】 一　火薬類取扱所を設置する構造物の構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等程度に火災を防ぎ得る構造であること。 【規制の趣旨】 火災／盗難は防止するための規定	【改正案】 一　火薬類取扱所を設置する構造物の構造は、火災を防ぎ得る構造であること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第４項第１号に規定する火災を防ぎ得る構造とは、次のいずれかとする。 １．鉄筋コンクリート造 ２．鉄骨鉄筋コンクリート造
52	4	2	【現行規制】 二　火薬類取扱所は、火薬類の管理及び発破の準備を行うのに十分な広さを有する独立した部屋に設けること。 【規制の趣旨】 ・狭い部屋で火薬類を取り扱うことで事故を起こさないようにするための規定 ・みだりに、火薬類を取り扱う者以外の者を立ち入らせることで盗難／事故が発生しないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52	4	3	【現行規制】 三　火薬類取扱所の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。 【規制の趣旨】 摩擦や衝撃により火薬類が爆発することを防ぐための規定	【改正案】 三　火薬類取扱所の内面は、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。 三の二　火薬類取扱所の床面には鉄類を表さないよう努めること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条第４項第３号に規定する内面に使用する火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料は、木板とする。
52	4	4	【現行規制】 四　火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。 【規制の趣旨】 みだりに、火薬類を取り扱う者以外の者を立ち入らせることで盗難／事故が発生しないようにするための規定	【改正案】 四　火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	【例示基準案】 なし
			■火工所		
52の2	1		【現行規制】 第五十二条の二　消費場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業をするために、火工所を設けなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52の2	2		【現行規制】 ２　前条第一項ただし書第一号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行なうことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。 【規制の趣旨】 雷管や導火管等を取り付ける作業をする場所を限定し、爆発した際に被害を軽減するための規定	【改正案】 ２　前条第一項ただし書第一号又は第二号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行なうことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。	【例示基準案】 なし
52の2	3		【現行規制】 ３　第一項の火工所は、前条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。	【改正案】 ３　第一項の火工所は、前条第三項第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。	【例示基準案】 なし
52の2	3	1	【現行規制】 一　火工所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬類取扱所、他の火工所、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。 【規制の趣旨】 ・火工所は、地盤沈下／地震等について安全であることを定めた規定 ・火工所が爆発した際に、人や建物等への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】
52の2	3	2	【現行規制】 二　火工所として建物を設ける場合には、適当な換気の措置を講じ、床面にはできるだけ鉄類を表わさず、その他の場合には、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・湿気・雨露により、火薬類が爆発しないようにするための規定 ・落下により火薬類が爆発しないようにするための規定 ・直射日光により火薬類が爆発しないようにするための規定	【改正案】 二　火工所として建物を設ける場合には、適当な換気の措置を講じ、床面には鉄類を表さないよう努め、その他の場合には、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
52の2	3	3	【現行規制】 三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。	【改正案】 三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、平屋建であって盗難及び	【例示基準案】

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			【規制の趣旨】 存置した火薬類の盗難を防止するための規定	火災を防ぎ得る構造である建物を設け、建物の入口の扉に盗難を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。	●施行規則第５２条の２第３項第３号に規定する盗難及び火災を防ぎ得る構造とは、次の構造のいずれかとする。 １．厚さ１０ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造 ２．厚さ１２ｃｍ以上のコンクリートブロック造 ３．軽量形鋼造 イ．側面の壁の外面には、厚さ 2mm 以上の鉄板を張り、鉄板を継ぐ場合には、溶接又は内面ボルト締めとすること。 ロ．床の下面には、床下からの盗難を防止するため、厚さ 2mm 以上の鉄板を張ること。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合については、この限りでない。 ハ．扉は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。 二．天井裏又は屋根裏には線径が 4mm 以上、網目が 5cm 以下の金網を張り、かつ、金網は、側面の壁に確実に緊結させること。 ●施行規則第５２条の２第３項第３号に規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、次の基準によること。 １．扉の外面に厚さ２mm以上の鉄板を張ること。 ２．扉には錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用すること。
52 の２	3	4	【現行規制】 四　火工所内を照明する設備を設ける場合には、火工所内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該火工所内において電導線を表わさないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキヤブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動しや断器又は開閉器を火工所外に設けるときは、この限りでない。 【規制の趣旨】 照明により、火薬類が爆発しないようにするための規定	【改正案】 削除（第５２条第３項第６号を引用し削除）	【例示基準案】 ―
52 の２	3	5	【現行規制】 五　火工所の周囲には、適当なさくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。 【規制の趣旨】 火工所にみだりに人が立ち入らないようにすることで、爆発が発生した際に、危害を防止するための規定	【改正案】 五 火工所の周囲には、適当なさくを設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。	【例示基準案】 ―
52 の２	3	6	【現行規制】 六　火工所以外の場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付ける作業を行わないこと。 【規制の趣旨】 雷管や導火管等を取り付ける作業をする場所を限定し、爆発した際に被害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52 の２	3	7	【現行規制】 七　火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合については、この限りでない。 【規制の趣旨】 火工所にみだりにものを持ち込むことで、避難の妨げにならないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
52 の２	3	8	**新設**	八　前条第一項ただし書第二号の場合にあっては、火工所において、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付ける作業を行うとき又は取り付けた薬包を火工所に存置するときは、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まない。	【例示基準案】 なし
52 の２	3	9	**新設**	九　前条第一項ただし書第二号の規定により火工所として建物を設ける場合には、火工所の建物の屋根の外面には、爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用することとし、床面には鉄類を表さないよう努めること。	【例示基準案】 ●施行規則第５２条の２第３項第９号に規定する屋根の外面に使用する爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質は、次のいずれかとする。 １．金属板 ２．スレート板 ３．瓦 ●施行規則第５２条の２第３項第９号に規定する建物の内面に使用する火薬類の落下、衝突等に

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
					よる衝撃又は摩擦を緩和する建築材料とは、木板とする。
			■発破		
53	1		第五十三条　火薬類の発破を行う場合には、次の各号の規定(坑道式発破については、第六号、第七号から第九号までの規定を除く。)を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53	1	1	【現行規制】 一　発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量をこえないこと。 【規制の趣旨】 使用する火薬の量を制限することで、爆発が発生した際に危害を制限するための規定	【改正案】 一　発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量を超えないこと。	【例示基準案】 なし
53	1	2	【現行規制】 二　発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装てん方法をそのつど記録させること。 【規制の趣旨】 火薬類の消費方法、数量等を記録させるための規定	【改正案】 二　発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装塡方法をその都度記録させること。	【例示基準案】 なし
53	1	3	【現行規制】 三　装填が終了し、火薬類が残つた場合には、直ちに始めの火薬類取扱所(第五十二条第一項第二号の場合にあつては火薬庫。)又は火工所に返送すること。 【規制の趣旨】 残った火薬類を放置することで危害が生じないようにするための規定	【改正案】 三　装塡が終了し、火薬類が残つた場合には、直ちに火薬類取扱所(第五十二条第一項第三号の場合にあっては火薬庫。)又は火工所に返送すること。	【例示基準案】 なし
53	1	4	【現行規制】 四　装てん前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装てん方法により装てんを行なうこと。 【規制の趣旨】 発破をする位置・方法を適切に行うことで危害を防止するための規定	【改正案】 四　装塡前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装塡方法により装塡を行うこと。	【例示基準案】 なし
53	1	5	【現行規制】 五　発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれのある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。 【規制の趣旨】 発破による飛散物による危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53	1	6	【現行規制】 六　前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装てんしないこと。 【規制の趣旨】 発破をする位置・方法を適切に行うことで危害を防止するための規定	【改正案】 六　前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装塡しないこと。	【例示基準案】 なし
53	1	6の2	【現行規制】 六の二　火薬又は爆薬を装てんする場合には、その附近で喫煙し、又は裸火を使用しないこと。 【規制の趣旨】 火薬類の周辺で火気を取り扱うことによる危害を防止するための規定	【改正案】 六の二　火薬又は爆薬を装塡する場合には、その付近で喫煙し、又は火気を使用しないこと。	【例示基準案】 なし
53	1	7	【現行規制】 七　水孔発破の場合には、使用火薬類に防水の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類が水により不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53	1	8	【現行規制】 八　温泉孔その他摂氏百度以上の高温孔で火薬類を使用する場合には、異常分解を避けるための措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類が温度により意図しないタイミングで爆発することを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53	1	9	【現行規制】 九　火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔に装填するための設備(第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」	【改正案】 九　火薬類を装塡する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装塡機又は装てん具を使用すること。ただし、坑内において、装塡機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装塡するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を含む。以下この条において「装塡設	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			という。)を使用して特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔との間に空隙が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。 【規制の趣旨】 発破の際に爆風・飛散物を防止するための規定	備」という。）を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔との間に空隙が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。	
53	1	10	【現行規制】 十　装填設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とすること。 【規制の趣旨】 装填中に異常が発生した際に安全に作業を中止するための規定	【改正案】 十　装填設備は、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とすること。	【例示基準案】 なし
53	1	11	【現行規制】 十一　装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・装填するホースが途中で切れることで火薬類が漏れることを防ぐための規定 ・摩擦、衝撃、静電気により火薬類が爆発しないようにするための規定	【改正案】 十一　装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
53	1	12	【現行規制】 十二　装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。 【規制の趣旨】 ・装填設備の内面が腐食することで、腐食物が火薬類に混入することを防ぐための規定 ・装填設備の内面の材質により、火薬類の分解が促進し、爆発することを防ぐための規定	【改正案】 十二　装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。	【例示基準案】 なし
53	1	13	【現行規制】 十三　装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。 【規制の趣旨】 静電気により、爆発しないようにするための規定	【改正案】 十三　装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。	【例示基準案】 なし
53	1	14	【現行規制】 十四　装てん設備は常に掃除し、鉄又は砂れき等が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止し、強風による砂塵の飛揚がある場合には、装てん設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 砂れき等が混入することで、火薬類が変質し、爆発しないようにするための規定	【改正案】 十四　装填設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５３条第１項第１４号に規定する異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 １．装填設備は、常に清潔に掃除すること。 ２．強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて装填設備の付近に散水すること。
53	1	15	【現行規制】 十五　装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。 【規制の趣旨】 ・装填する場合、過度に隙間が生じることで、不爆を防止するための規定 ・過度な圧力をかけることで、火薬類が爆発することがないようにするための規定	【改正案】 十五　装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。	【例示基準案】 なし
53	1	16	【現行規制】 十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、附近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 みだりに人が近づかないようにすることで、危害を防ぐための規定	【改正案】 十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。	【例示基準案】 なし
			■導火線発破		
53 の２	1		【現行規制】 第五十三条の二　導火線発破を行う場合には、前条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53 の２	1	1	【現行規制】 一　点火作業に従事する者が点火後安全な場所に退避できるような燃焼時間を有する長さの導火線を使用すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			【規制の趣旨】 点火作業を行った後、安全な場所に退避できるようにするための規定		
53の2	1	2	【現行規制】 二　同一人の連続点火数は、導火線一本の長さが一・五メートル以上のときは十発以下、一・五メートル未満のときは五発以下とすること。ただし、〇・五メートル未満のときは、連続点火してはならない。 【規制の趣旨】 点火作業を行った後、安全な場所に退避できるようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の2	1	3	【現行規制】 三　発破の際には、孔数と爆音数とが一致するかどうかを確かめること。 【規制の趣旨】 不発が生じて、発破後に近寄った者に危害が及ばないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の3	1		ガス導管発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の3	1	1	【現行規制】 一　ガス導管発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 【規制の趣旨】 点火を決められた者以外の者ができないようにすることで、危害を防止するための規定	【改正案】 一　ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講じること。	【例示基準案】 ●施行規則第５３条の３第１号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．発破器に錠を施すことにより点火ができないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ２．発破器のハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ３．発破器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
53の3	1	2	【現行規制】 二　ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。 イ　あらかじめ不活性ガスによりガス導管の導通を試験すること。 ロ　作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充てんすること。 【規制の趣旨】 ・ガス導管の不通により不発になることを防ぐための規定 ・安全な場所で点火させるための規定	【改正案】 二　ガス導管内に爆発性ガスを充塡する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。 イ　あらかじめ不活性ガスによりガス導管の導通を試験すること。 ロ　作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装塡箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充塡すること。	【例示基準案】 なし
53の3	1	3	【現行規制】 三　点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充てんされていることを確認すること。 【規制の趣旨】 ガスの充塡が不十分なことにより不発になることを防ぐための規定	【改正案】 三　点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充塡されていることを確認すること。	【例示基準案】 なし
			■導火管発破		
53の4	1		第五十三条の四　導火管発破を行う場合には、第五十三条、第五十三条の二及び次条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の4	1	1	【現行規制】 一　摂氏五十度を超える場所で導火管付き雷管を使用する場合には、水冷等により五十度以下(耐熱性のものにあっては、その許容温度以下)に冷却すること。 【規制の趣旨】 温度が高いことで、チューブ等が溶けて、水が入り不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の4	1	2	【現行規制】 二　導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れないように確実に接続すること。 【規制の趣旨】 導火管・雷管が外れることにより、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
53の4	1	3	【現行規制】 三　複数の導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、取付け漏れがないことを確認するとともに、取付け部分を導爆線で巻き付ける等、す	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			べての導火管付き雷管に確実に点火するための措置を講ずること。 【規制の趣旨】 取付漏れが発生することで、不発になることを防ぐための規定		
53の4	1	4	【現行規制】 四　導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。ただし、点火作業に従事する者が導火管の点火に用いる点火器を自ら携帯する場合は、この限りでない。 【規制の趣旨】 点火をする者以外が、点火をできないようにすることで、危害を防ぐための規定	【改正案】 四　導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講じること。	【例示基準案】 ●施行規則第５３条の４第１項第４号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．点火器に錠を施すことにより点火ができないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ２．点火器のハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ３．点火器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
53の4	1	5	【現行規制】 五　導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。 【規制の趣旨】 点火には、適切な雷管を用いることで、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■電気発破		
54	1		第五十四条　電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
54	1	1	【現行規制】 一　発破しようとする場所に漏えい（・・）電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、この限りでない。 【規制の趣旨】 漏えい電流により、意図せず起爆することがないようにするための規定	【改正案】 一　発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。	【例示基準案】 なし
54	1	2	【現行規制】 二　電気発破器及び乾電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確めること。 【規制の趣旨】 ・湿ったところに置くことで、機械的な不具合が発生しないようにするための規定 ・起電力が標準から外れることで、意図しないタイミングで起爆／不発となることを防ぐための規定	【改正案】 二　電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。	【例示基準案】 なし
54	1	3	【現行規制】 三　発破母線は、六百ボルトゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて三十メートル以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。 【規制の趣旨】 ・電路からの漏洩により、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 三　発破母線は、日本産業規格Ｃ三三〇七（二〇〇〇）六〇〇ボルトビニル絶縁電線の基準に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであって三十メートル以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。	【例示基準案】 なし
54	1	4	【現行規制】 四　発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させて置き、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不揃にしておくこと。 【規制の趣旨】 短絡により不発になることを防ぐための規定	【改正案】 四　発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。	【例示基準案】 なし
54	1	5	【現行規制】 五　発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電する虞が多いものから隔離すること。 【規制の趣旨】 意図せず通電することで、爆発することを防ぐための規定	【改正案】 五　発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。	【例示基準案】 なし
54	1	6	【現行規制】 六　多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずること。 【規制の趣旨】 起電力が標準から外れることで、意図しないタイミングで起爆／不発となることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
54	1	7	【現行規制】 七　動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には一アンペア以上の適当な電流が流れるようにすること。 【規制の趣旨】 ・電路がつながってないため、不発になることを防ぐための規定 ・点火をする者以外の者が点火をして危害が発生することを防ぐための規定 ・起電力が標準から外れることで、意図しないタイミングで起爆／不発となることを防ぐための規定	【改正案】 七　動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電気雷管が確実に点火するための適当な電流が流れるようにすること。	【例示基準案】 なし
54	1	8	【現行規制】 八　電気発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 【規制の趣旨】 点火をする者以外の者が点火をして危害が発生することを防ぐための規定	【改正案】 八　電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が、点火できないよう措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５４条第１項第８号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．発破器に錠を施すことにより点火ができないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ２．発破器のハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ３．発破器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
54	1	9	【現行規制】 九　電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、一ミリアンペア以下の光電池を使用した導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。 【規制の趣旨】 ・電気回路の不具合による不発を防ぐための規定 ・作業者が爆発に巻き込まれないようにするための規定 ・起電力が標準から外れることで、意図しないタイミングで起爆となることを防ぐための規定	【改正案】 九　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装塡箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、取り扱う電気雷管を爆発させることのない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。	【例示基準案】 ●施行規則第５４条第９号に規定する取り扱う電気雷管を爆発させることのない電流とは、１ｍＡ以下とする。
54	1	10	新設	十　点火回路の一部又は全部を無線とした場合には、電気雷管が誤った信号等により意図に反して起爆しないよう措置を講ずること。	なし
			■坑道式発破		
54 の２			【現行規制】 第五十四条の二　坑道式発破を行う場合には、第五十三条及び前三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
54 の２	1	1	【現行規制】 一　坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破心得を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に熟知せしめ、これに従つて作業をさせるようにすること。 【規制の趣旨】 危害の防止について、作業者が理解をせず作業することで危害が発生することを防止するための規定	【改正案】 一　坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に周知し、これに従つて作業をさせるようにすること。	【例示基準案】 なし
54 の２	1	2	【現行規制】 二　坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推せん（・・）したものに行わせること。 【規制の趣旨】 十分な資格、経験がない者が計画することにより、危害が発生することを防ぐための規定	【改正案】 二　坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦したものに行わせること。	【例示基準案】 なし
54 の２	1	3	【現行規制】 三　坑道式発破の計画には、その箇所及びその附近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従つて坑道式発破を実施すること。 【規制の趣旨】 適切な位置・方法による発破をさせることで危害を防ぐための規定	【改正案】 三　坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従って坑道式発破を実施すること。	【例示基準案】 なし
54 の２	1	4	【現行規制】 四　火薬類は、薬室に密に装てん（・・）し、かつ、吸湿する虞がないように措置を講ずること。	【改正案】 四　火薬類は、薬室に密に装塡し、かつ、吸湿するおそれがないように措置を講ずること。	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			【規制の趣旨】 ・火薬類に隙間が生じることにより不発が生じることを防ぐための規定 ・火薬類が湿気により不発／発火することを防ぐための規定		
54の2	1	5	【現行規制】 五　坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線とすること。 【規制の趣旨】 導火線が損傷することにより、不発が生じることを防ぐための規定	【改正案】 五　坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線とすること。	【例示基準案】 なし
54の2	1	6	【現行規制】 六　電気雷管を使用する場合には、その電流回路は、複雑にしないこと。 【規制の趣旨】 電流回路が複雑になることで、配線ミスが発生し、不発が生じることを防ぐための規定	【改正案】 六　電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雑にしないこと。	【例示基準案】 なし
54の2	1	7	【現行規制】 七　坑道の埋戻しは、発破の際に、埋戻しをした石等が坑口から飛び出さないように、坑口まで堅固に行うこと。 【規制の趣旨】 発破の際に埋め戻しをした石が坑口から飛び出さないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
54の2	1	8	【現行規制】 八　装てんした爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況をくわしく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 不発又は残留に起因した事故の発生を防止するための規定	【改正案】 八　装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
54の2	1	9	【現行規制】 九　坑道式発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。 【規制の趣旨】 作業員に危害が及ばないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■構造物解体用発破		
54の3	1		【現行規制】 第五十四条の三　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物(以下単に「構造物」という。)を倒壊により解体するための発破(以下「構造物解体用発破」という。)を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。	【改正案】 第五十四条の三　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を解体するための発破（以下「構造物解体発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。	【例示基準案】 なし
54の3	1	1	【現行規制】 一　構造物解体用発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。 【規制の趣旨】 不適切な方法により発破を行うことによる危害を防止するための規定	【改正案】 一　構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	2	【現行規制】 二　構造物解体用発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。 【規制の趣旨】 十分な資格・経験のない者が実施することによる危害を防止するための規定	【改正案】 二　構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	3	【現行規制】 三　構造物解体用発破の計画の決定に際しては、試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。この場合において、試験発破は、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。 【規制の趣旨】 試験発破を行わないことで、想定外の損壊が発生し、危害が生じることを防ぐための規定	【改正案】 三　構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
54の3	1	4	【現行規制】 四　構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。 【規制の趣旨】 計画に従った作業をさせることで危害を防ぐ規定	【改正案】 四　構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	5	【現行規制】 五　構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。 【規制の趣旨】 飛散物による危害を防止するための規定	【改正案】 五　構造物の地上部分の発破のため火薬類の装塡を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	6	【現行規制】 六　発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。 【規制の趣旨】 無関係な者が立ち入り、爆発に巻き込まれるなどの危害を防ぐための規定	【改正案】 六　発破のため火薬類の装塡を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	7	【現行規制】 七　火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・火薬類に隙間が生じることにより不発が生じることを防ぐための規定 ・火薬類が湿気により不発／発火することを防ぐための規定	【改正案】 七　発破孔に装塡する火薬類は、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	8	【現行規制】 八　構造物内のガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ガス導管等が切断することによる不爆を防ぐための規定	【改正案】 八　構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	9	【現行規制】 九　発破母線への結線開始後(ガス導管発破にあってはガス導管発破器への結線終了後)は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 作業員等が爆発による危害に巻き込まれないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
54の3	1	10	【現行規制】 十　構造物の地上部分を電気発破により解体するときは、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させないこと。この場合において、発破母線の点火器に接続する側の端は絶縁物で被覆すること。 【規制の趣旨】 落雷により火薬類が爆発することを防ぐための規定	【改正案】 十　構造物の地上部分を電気発破により解体するときは、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端は短絡せずに絶縁物で被覆すること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	11	【現行規制】 十一　点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。 【規制の趣旨】 不発が発生し、作業員等に危害が生じないようにするための規定	【改正案】 十一　点火により、装塡した火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。	【例示基準案】 なし
54の3	1	12	【現行規制】 十二　構造物解体用発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。 【規制の趣旨】 作業員に危害が及ばないようにするための規定	【改正案】 十二　構造物解体発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。	【例示基準案】 なし
			■不発		
55	1		【現行規制】 第五十五条　装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 第五十五条　装塡された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準案】

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
55	1	1	【現行規制】 一　ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類が再点火することにより、作業員に危害が生じないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
55	1	2	【現行規制】 二　電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類が再点火することにより、作業員に危害が生じないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
55	1	3	【現行規制】 三　ガス導管発破の場合には、第一号、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には、前号の措置を講じた後五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によった場合には、前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には、点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類が再点火することにより、作業員に危害が生じないようにするための規定	【改正案】 三　ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（電子雷管を除く。）によつた場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、電子雷管によった場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装塡箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。	【例示基準案】 なし
55	2		【現行規制】 ２　不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号の規定の一を守らなければならない。	【改正案】 ２　不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならない。	【例示基準案】 なし
55	2	1	【現行規制】 一　不発の発破孔から〇・六メートル以上(手掘の場合にあつては〇・三メートル以上)の間隔を置いて平行にせん（・・）孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類を回収するための規定	【改正案】 一　不発の発破孔から〇・六メートル以上(手掘の場合にあっては〇・三メートル以上)の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。	【例示基準案】 なし
55	2	2	【現行規制】 二　不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類を回収するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
55	2	3	【現行規制】 三　不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てん（・・）し、再点火すること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類を回収するための規定	【改正案】 三　不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装塡し、再点火すること。	【例示基準案】 なし
55	2	4	【現行規制】 四　前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞のある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。 【規制の趣旨】 不発となった火薬類を回収するための規定	【改正案】 四　前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれのある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。	【例示基準案】 なし
			■発破終了後の措置		
56			【現行規制】 第五十六条　発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他の岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後(坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所及びその附近に立入らせてはならない。	【改正案】 第五十六条　発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後（坑道式発破にあっては、発破後三十分を経過して安全と認めた後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。	【例示基準案】 なし
			■コンクリート破砕器の消費		
56の2	1		【現行規制】 第五十六条の二　消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
56の2	1	1	【現行規制】 一　コンクリート破砕器を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類が衝撃により爆発しないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	1	2	【現行規制】 二　コンクリート破砕器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破砕器を使用しないこと。 【規制の趣旨】 異常のある火薬類を使用することによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	1	3	【現行規制】 三　使用に適さないコンクリート破砕器は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた火工所(同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所)に返送すること。 【規制の趣旨】 異常のある／現場に適さない火薬類を使用することによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	1	4	【現行規制】 四　落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 落雷により火薬類が爆発することを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	1	5	【現行規制】 五　一日に消費場所に持ち込むことのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量以下とし、次項本文の規定により火工所が設けられている消費場所に持ち込むコンクリート破砕器は、火工所を経由させること。 【規制の趣旨】 一日の消費量を制限することで、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	1	6	【現行規制】 六　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項本文の規定により設けられた火工所(次項ただし書の場合にあつては、消費場所内の安全な場所)又は破砕場所以外の場所にコンクリート破砕器を存置しないこと。 【規制の趣旨】 火薬類を存置する場所を制限することにより、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	2		【現行規制】 ２　消費場所においては、コンクリート破砕器の管理及び破砕の準備(薬筒に点火具を取り付け、又はこれを取り付けた薬筒を取り扱う作業を含む。)をするために、火工所を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 【規制の趣旨】 一日の消費量を制限することで、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	3		【現行規制】 ３　前項の火工所は、一の消費場所について一箇所とする。 【規制の趣旨】 火薬類を取り扱う場所を制限することにより、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	4		【現行規制】 ４　第二項の火工所は、第五十二条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	4	1	【現行規制】 一　火工所は、通路、火気を取り扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。 【規制の趣旨】	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			・火工所が爆発した際に、作業員、他の施設への危害を防止するための規定 ・湿気により、火薬類が不発にならないようにするための規定		
56の2	4	2	【現行規制】 二　火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・日光の直射により、火薬類が爆発することを防ぐための規定 ・雨露・湿気により、火薬類の不発を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の2	4	3	【現行規制】 三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。 【規制の趣旨】 盗難を防止するための規定	【改正案】 三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、平屋建であって盗難及び火災を防ぎ得る構造である建物を設け、建物の入口の扉に盗難を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の２第４項第３号に規定する盗難及び火災を防ぎ得る構造とは、次の構造のいずれかとする。 １．厚さ１０ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造 ２．厚さ１２ｃｍ以上のコンクリートブロック造 ３．軽量形鋼造 イ．側面の壁の外面には、厚さ 2mm 以上の鉄板を張り、鉄板を継ぐ場合には、溶接又は内面ボルト締めとすること。 ロ．床の下面には、床下からの盗難を防止するため、厚さ 2mm 以上の鉄板を張ること。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合については、この限りでない。 ハ．扉は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。 ニ．天井裏又は屋根裏には線径が 4mm 以上、網目が 5cm 以下の金網を張り、かつ、金網は、側面の壁に確実に緊結させること。 ●施行規則第５６条の２第４項第３号に規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、次の基準によること。 １．扉の外面に厚さ２ｍｍ以上の鉄板を張ること。 ２．扉には錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用すること。
56の2	4	4	【現行規制】 四　火工所の周囲には、適当なさくを設け、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。 【規制の趣旨】 みだりに人が立ち入ることで、爆発が生じた際に、危害が拡大することを防止するための規定	【改正案】 四 火工所の周囲には、適当なさくを設け、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。	【例示基準案】 なし
56の2	4	5	【現行規制】 五　火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量をこえないこと。 【規制の趣旨】 一日の消費量を制限することで、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 五　火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。	【例示基準案】 なし
56の2	5		【現行規制】 ５　コンクリート破砕器により破砕を行なう場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 ５　コンクリート破砕器により破砕を行う場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準案】 なし
56の2	5	1	【現行規制】 一　薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、必らず当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行なうこと。 【規制の趣旨】 火薬類を取り扱う場所を制限することにより、爆発が生じた際の危害を軽減するための規定	【改正案】 一　薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行うこと。	【例示基準案】 なし
56の2	5	2	【現行規制】 二　コンクリート破砕器を装てんする場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装てん具を使用すること。 【規制の趣旨】 ・火薬類の爆発による飛散物による危害を防止するための規定 ・装填時に、摩擦、衝撃、静電気による危害を防止するための規定	【改正案】 二　コンクリート破砕器を装填する場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填具を使用すること。	【例示基準案】 なし
56の2	5	3	【現行規制】	【改正案】	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			三　装てんが終了し、コンクリート破砕器が残つた場合には、直ちに火工所(火工所が設けられていない消費場所にあつては、消費場所内の安全な場所)に返送すること。 【規制の趣旨】 残火薬による危害を防止するための規定	三　装塡が終了し、コンクリート破砕器が残つた場合には、直ちに火工所（火工所が設けられていない消費場所にあっては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。	
56の2	6		【現行規制】 ６　装てんされたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。 【規制の趣旨】 不発の火薬類による危害を防止するための規定	【改正案】 ６　装塡されたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。	【例示基準案】 なし
			■建設用びょう打ち銃用空包の消費		
56の3	1		【現行規制】 第五十六条の三　消費場所において建設用びよう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	1	【現行規制】 一　建設用びよう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 火薬類を運搬する際に、衝撃等による危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	2	【現行規制】 二　建設用びよう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びよう打ち銃用空包を使用しないこと。 【規制の趣旨】 異常のある火薬類による危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	3	【現行規制】 三　使用に適さない建設用びよう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。 【規制の趣旨】 異常のある火薬類／使用に適さない火薬類による危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	4	【現行規制】 四　建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。 【規制の趣旨】 盗難を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	5	【現行規制】 五　一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。 【規制の趣旨】 一日に消費する火薬類の量を制限することにより、危害防止のための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	1	6	【現行規制】 六　消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 【規制の趣旨】 火薬類の消費量を記録させるための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	2		【現行規制】 ２　建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	2	1	【現行規制】 一　消費する建設用びよう打ち銃用空包に適合したびよう及び建設用びよう打ち銃を使用すること。 【規制の趣旨】 使用に適さない火薬類を使用することによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
56の3	2	2	【現行規制】 二　建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。 【規制の趣旨】 みだりに人が近づかないようにすることで、爆発の際の被害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	2	3	【現行規制】 三　建設用びよう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個(その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個)以下とすること。 【規制の趣旨】 携帯できる火薬類の量を制限することによる危害の軽減をするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	2	4	【現行規制】 四　消費作業に従事している者は、建設用びよう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。 【規制の趣旨】 火薬類の紛失を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3	2	5	【現行規制】 五　建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。 【規制の趣旨】 残火薬類による（うちがらに火薬が残っていた場合の）危害を防止するための規定	【改正案】 五　建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、回収するよう努めること。	【例示基準案】 なし
56の3	2	6	【現行規制】 六　不発の建設用びよう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 不発の火薬類による危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■模型ロケットに用いられる火薬類の消費		
56の3の2	1		【現行規制】 第五十六条の三の二　消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	1	【現行規制】 一　模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 【規制の趣旨】 火気の取扱い等により爆発／発火が生じないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	2	【現行規制】 二　模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。 【規制の趣旨】 火薬類の盗難防止のための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	3	【現行規制】 三　模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。 【規制の趣旨】 模型ロケットを不適切に扱うことによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	4	【現行規制】 四　模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はダンボール箱に入れ、静かに運搬すること。 【規制の趣旨】 運搬中の模型ロケットが衝撃等により爆発することを防ぐための規定	【改正案】 四　模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	5	【現行規制】 五　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用水の備付けその他の消火のための準備をすること。 【規制の趣旨】 模型ロケットにより火災が発生した際に、延焼を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
56の3の2	1	6	【現行規制】 六　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業(模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。)を行うための場所(以下この条において「打ち上げ準備所」という。)並びに発射台を設けること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	7	【現行規制】 七　打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離をとること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	8	【現行規制】 八　打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・湿気・雨露により、火薬類が不爆にならないようにするための規定 ・直射日光により火薬類が爆発しないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	9	【現行規制】 九　打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。 【規制の趣旨】 盗難の防止（赤本によると：H25 改訂版 P797/798）	【改正案】 改正なし	【例示基準案】
56の3の2	1	10	【現行規制】 十　打ち上げ準備所には、「模型ロケット」及び「火気厳禁」と書いた警戒札を立てること。 【規制の趣旨】 打ち上げ準備所において、爆発が起きた場合、危害を防止するための規定	【改正案】 十　打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	11	【現行規制】 十一　発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所(模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集合場所を除く。)、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。 表（省略） 【規制の趣旨】 火薬類の爆発等による危害防止のための保安距離	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	12	【現行規制】 十二　発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとつて設置すること。 【規制の趣旨】 模型ロケットが爆発した際に、他の模型ロケットへの殉爆を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	13	【現行規制】 十三　秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれのある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。 【規制の趣旨】 天候上の原因で、模型ロケットによる危害が発生することを防止するための規定	【改正案】 十三　秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	14	【現行規制】 十四　模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。 【規制の趣旨】 異常のある模型ロケットを使用することで、不発又は異常燃焼になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	15	【現行規制】 十五　前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。 【規制の趣旨】 異常のある模型ロケットを使用することで、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	16	【現行規制】 十六　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を置かないこと。	【改正案】 十六　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に、模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
56の3の2	1	17	【現行規制】 十七　発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。 【規制の趣旨】 不必要な模型ロケットを持ち込むことで、爆発が発生した際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	18	【現行規制】 十八　発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三十度以上広角にならないように上方に向け、かつ打ち上げの際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよう固定すること。 【規制の趣旨】 模型ロケットが不適切な方向に飛んでいくことによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし。
56の3の2	1	19	【現行規制】 十九　模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内に当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることができない措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 模型ロケットが爆発した際に、周辺の者の危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	20	【現行規制】 二十　模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものがないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 ・模型ロケットによる、飛来物への危害防止 ・飛来物に接触することで、模型ロケットが墜落し、危害を及ぼさないための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	21	【現行規制】 二十一　模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒以上経過した後に、模型ロケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。 【規制の趣旨】 模型ロケットが不発であった場合に、不用意に取り扱うことで発生する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	22	【現行規制】 二十二　電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。 【規制の趣旨】 爆発による作業員等への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	23	【現行規制】 二十三　落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。 【規制の趣旨】 落雷による煙火の爆発等の危害を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	24	【現行規制】 二十四　模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行う当日でなければ模型ロケットの消費場所に持ち込んではならない。 【規制の趣旨】 ・火薬類の盗難・火災防止 ・放置することにより、爆発/発火することを防止	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	25	【現行規制】 二十五　一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	26	【現行規制】 二十六　模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講じること。 【規制の趣旨】 火薬類を扱う者を限定し、みだりに無関係な者が取り扱わないないようにするための規定	【改正案】 二十六　模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
56の3の2	1	27	【現行規制】 二十七　模型ロケットの点火に用いる電気点火器は、点火するときを除くほか、安全キーを離脱させることにより点火できない状態とし、かつ、当該安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯する、又は打	【改正案】 二十七　模型ロケットの点火に用いる電気点火器は、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の３の２第１項第２７号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			ち上げの準備作業中はランチロッドの先端に装着すること。 【規制の趣旨】 点火をする者以外の者が点火をして危害が発生することを防ぐための規定		1．点火器から、安全キーを離脱させることにより点火できない状態とし、当該安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯すること。 2．点火器から、安全キーを離脱させることにより点火できない状態とし、当該安全キーを打ち上げの準備作業中はランチロッドの先端に装着すること。
			■発信器の消費		
56の3の3	1		【現行規制】 第五十六条の三の三　消費場所において発信器及びその交換部品(火工品に限る。)(以下「発信器等」という。)を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	1	【現行規制】 一　発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	2	【現行規制】 二　発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	3	【現行規制】 三　前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	4	【現行規制】 四　動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	5	【現行規制】 五　発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	6	【現行規制】 六　発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	7	【現行規制】 七　発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	8	【現行規制】 八　動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の3の3	1	9	【現行規制】 九　発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
			■煙火の消費		
56の4	1		【現行規制】 第五十六条の四　消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	1	1	【現行規制】 一　煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 運搬中の煙火が衝撃等により爆発することを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	1	2	【現行規制】 二　煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。 【規制の趣旨】 異常のある煙火を使用することで、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	1	3	【現行規制】 三　前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場(同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所)に返送すること。 【規制の趣旨】 異常のある煙火を使用することで、不発になることを防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
56の4	1	4	【現行規制】 四　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。 【規制の趣旨】 煙火を存置する場所を決めることで、爆発した際の無関係の者への危害を防ぐための規定	【改正案】 四　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。	【例示基準案】 なし
56の4	1	5	【現行規制】 五　煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。 【規制の趣旨】 （他の煙火を）消費している途中に、みだりに火薬類を取り扱うことで発生する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	1	6	【現行規制】 六　煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。 【規制の趣旨】 煙火により火災が発生した際に、延焼を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】
56の4	1	7	【現行規制】 七　煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。 【規制の趣旨】 煙火を不適切に扱うことによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	2		【現行規制】 ２　消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 【規制の趣旨】 煙火を取り扱う場所を決めることで、爆発した際の無関係の者への危害を防ぐための規定	【改正案】 ２　消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。	【例示基準案】 なし
56の4	3		【現行規制】 ３　前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	3	1	【現行規制】 一　煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。 【規制の趣旨】 煙火置場の外部からの火気により、煙火が爆発しないようにするための規定	【改正案】 一　煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合であって、打ち揚げる煙火、仕掛煙火その他火気により、存置する火薬類が着火することを防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の４第３項第１号に規定する煙火置場に存置する火薬類が着火することを防止するための措置とは、構造的に星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないようにすることとする。
56の4	3	2	【現行規制】 二　煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・直射日光により、煙火が爆発しないようにするための規定 ・雨露により、煙火が不発にならないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	3	3	【現行規制】 三　煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。 【規制の趣旨】 盗難防止のための規定	【改正案】 三　煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の４第３項第３号に規定する盗難を防止するための措置とは、見張り人を常時配置することのとする。
56の4	3	4	【現行規制】 四　煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。 【規制の趣旨】 みだりに無関係な者が立ち入ることで、爆発が発生した際の危害を防ぐための規定	【改正案】 四　煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	【例示基準案】 なし
56の4	3	5	【現行規制】 五　煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火	【改正案】 五　煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 存置された火薬類が（他の煙火の火の粉等により）爆発／着火しないようにするための規定	費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。	
56の4	4		【現行規制】 ４　煙火(手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。)を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	1	【現行規制】 一　打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。 【規制の趣旨】 煙火の消費による周辺の建物や人への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	2	【現行規制】 二　煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。 【規制の趣旨】 天候上の原因で、煙火による危害が発生することを防止するための規定	【改正案】 二　強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。	【例示基準案】 なし
56の4	4	3	【現行規制】 三　打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。 【規制の趣旨】 不必要な煙火を持ち込むことで、爆発が発生した際の危害を軽減するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	4	【現行規制】 四　煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。 【規制の趣旨】 煙火が（他の煙火の火の粉等により）爆発／着火しないようにするための規定	【改正案】 四　煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。	【例示基準案】 なし
56の4	4	5	【現行規制】 五　打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。 【規制の趣旨】 煙火が不適切な方向に飛んでいくことによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	6	【現行規制】 六　打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。 【規制の趣旨】 打揚筒につまりが発生することによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	7	【現行規制】 七　消費の準備の終了した仕掛煙火(火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。)から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。 【規制の趣旨】 ・煙火が爆発した場合に、火の粉により他の煙火に着火させないための規定 ・作業員等（関係人）への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	8	【現行規制】 八　上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。 【規制の趣旨】 煙火の消費による周辺の建物や人への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	9	【現行規制】 九　煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。 【規制の趣旨】	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			打揚筒に煙火を入れる時の衝撃により、煙火が爆発することを防ぐための規定		
56の4	4	10	【現行規制】 十　煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 煙火が爆発した際に、周辺の者の危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	11	【現行規制】 十一　直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。)が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ　直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物(以下この号及び第十四号において「飛散物」という。)を遮断する防護措置を講ずるとき。 ロ　直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。 ハ　直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。 【規制の趣旨】 煙火が爆発した際に、周辺の者の危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	12	【現行規制】 十二　直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。 【規制の趣旨】 煙火が爆発した際に、打ち上げをしている者の危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	4	13	【現行規制】 十三　第十一号イの場合(直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。)には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。 【規制の趣旨】 煙火が爆発した際に、火の粉が入ることを防ぐ規定	【改正案】 十三　第十一号イの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。	【例示基準案】 なし
56の4	4	14	【現行規制】 十四　第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。 【規制の趣旨】 煙火が爆発した際に、周辺の者の危害を防止するための規定	【改正案】 十四　第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものを使用するよう努めること。	【例示基準案】 なし
56の4	4	15	【現行規制】 十五　点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。 イ　打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。 ロ　十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。 【規制の趣旨】 煙火が不発であった場合に、不用意に取り扱うことで発生する危害を防止するための規定	【改正案】 十五　点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の措置を講ずること。 イ　打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。 ロ　十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。	【例示基準案】 なし
56の4	4	16	【現行規制】 十六　不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 煙火が不発であった場合に、不用意に取り扱うことで発生する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
56の4	5		【現行規制】 ５　煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	1	【現行規制】 一　点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。 【規制の趣旨】 取り扱いに際して摩擦や衝撃等で煙火が爆発・発火することがないよう安全な点火具により点火を行うことを定めた規定	【改正案】 一　点火は、取り扱いに際し摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の４第５項第１号に規定する取り扱いに際し摩擦、衝撃等に対して安全な点火具とは、点火玉及び電気導火線とする。
56の4	5	2	【現行規制】 二　点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇ーアンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 ・あらかじめ試験をすることで不発を防ぐための規定 ・試験の際、想定外の電流が流れることにより、煙火が爆発することを防ぐための規定	【改正案】 二　点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、発火のおそれのない安全な方法を用い、かつ、危害予防の措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の４第５項第２号に規定する点火具の発火のおそれのない安全な試験方法とは、０．０１Ａ以下の電流で試験することとする。
56の4	5	3	【現行規制】 三　落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。 【規制の趣旨】 落雷により火薬類が爆発することを防ぐための規定	【改正案】 三　落雷の危険がある場合には、電気点火に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
56の4	5	4	【現行規制】 四　漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。 【規制の趣旨】 漏えい電流により煙火の爆発等の危害を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	5	【現行規制】 五　電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。 【規制の趣旨】 電気点火器の不具合による不発を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	6	【現行規制】 六　点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。 【規制の趣旨】 漏電・断線することによる不発を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	7	【現行規制】 七　点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。 【規制の趣旨】 点火母線に、想定外のタイミングで電流が流れることによる爆発を防ぐための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	8	【現行規制】 八　電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 煙火の爆発による作業者への危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	5	9	【現行規制】 九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。 【規制の趣旨】 不適切な電流のため、不発となることを防ぐための規定	【改正案】 九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。	【例示基準案】
56の4	5	10	【現行規制】 十　電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。 【規制の趣旨】 点火をすべき者以外の者が点火をすることによる危害を防止するための規定	【改正案】 十　電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第５６条の４第５項第１０号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．点火器に錠を施すことにより点火できないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ２．点火器のハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火できないようにし、当

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
					該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。 ３．点火器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
56の4	5	11	【現行規制】 十一　電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。 【規制の趣旨】 爆発による作業員等への危害を防止するための規定	【改正案】 十一　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。	【例示基準案】 なし
56の4	5	12	新設	【改正案】 十二　点火回路の一部又は全部を無線とした場合には、点火具が誤った信号等により意図に反して発火しないよう措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
56の4	6		【現行規制】 ６　手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	1	【現行規制】 一　手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。 【規制の趣旨】 周囲の人、建物等に対する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	2	【現行規制】 二　手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。 【規制の趣旨】 風の影響等で危害が発生しないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	3	【現行規制】 三　手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。 【規制の趣旨】 煙火が他の煙火に干渉し事故が発生しないようにするための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	4	【現行規制】 四　火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。 【規制の趣旨】 使用中の煙火により人に対する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	5	【現行規制】 五　手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 【規制の趣旨】 使用中の煙火で人に対する危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
56の4	6	6	【現行規制】 六　手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。 【規制の趣旨】 不発の煙火を不適切に取り扱うことによる危害を防止するための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし